

第4回半田市議会定例会総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、9月4日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第51号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

新庁舎休息施設整備工事について、半円形のベンチを設置するとのことだが、どのような物を設置するのか。また、寄付者の趣旨に沿った物となっているのか。とに対し、

直径3.6mの円状のエリアに、擬木で作られた半円形のベンチを設置するもので、これを2か所設置いたします。また、昨年、2つの信用金庫さんからご寄附をいただくときに、郵便局から市役所までのアプローチが長いいため、その間に少しでも休憩できる場所があると良いとの話しの中で、双方の合意により、この2か所の設置が決まったものであります。とのこと。

防火水層取壊し工事について、何故このタイミングで取り壊すことになったのか。また、他にもふたの無い危険な防火水槽はあるのか。とに対し、

自動車の転落事故によるフェンスの応急復旧が必要であったことから、土地所有者に連絡をとったところ、土地利用を見直し駐車場に整備したいとの要望をうかがいました。付近には消防水利として3か所の消火栓もあることから、撤去を前提に協議を続けてきたことによります。また、現在201か所ある防火水槽のうち、ふたの無い防火水槽は他に2か所あります。付近の消火栓など消防水利や構造について速やかに調査し、撤去も含め方向性を決めたいと考えております。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第55号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

委託期間について、前回は平成24年度から平成26年度の3年間だった期間を今回5年間とする理由は何か。とに対し、

物品を管理するために導入する電算システムの基本的なリース期間が5年

であり、5年リースすることで効率的で費用の軽減も図れることや特殊な業務のため、安定的に人材を確保するためにも5年は必要との提案もあり、重要な業務を滞りなく行うため、3年間から5年間に変更したものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第56号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

第1条中に「保有特定個人情報」、「特定個人情報」及び「保有個人情報」とあるが、それぞれどのような内容か。とに対し、

個人情報保護条例の改正前は「個人情報」と「保有個人情報」しかありませんでした。「個人情報」は、個人に関する情報で、それを市として保有している情報が「保有個人情報」となります。今回の番号法の施行に伴う関係条例の改正では、個人情報と個人番号がセットになったものを「特定個人情報」と定義し、さらにそれに関し、市が保有することになったものを「保有特定個人情報」と定義しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第57号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第59号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

現在、整形外科で対応しているリウマチの診療について、より明確にし、患者数を増やしていきたいとのことだが、市民に対して、どのようにPRをしていくのか。とに対し、

ホームページ等でのPRは勿論のこと、病院の施設内における看板の設置や医師会を始めとする地域の医療機関にもPRしていきたいと考えております。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、請願第1号及び請願第2号の2請願については、一括議題とし、慎重審査の後、討論を省略し、それぞれ挙手により採決した結果、2請願とも挙手少数により、不採択とすることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。